

国民民主党 憲法調査会

憲法改正に向けた論点整理【概要】

新時代の人権保障と統治機構の再構築を通じて憲法の規範力を高めるために

序 問題意識と目指すべき方向性

問題意識

- 現行憲法の基本原理は堅持
- 基本原理を堅持し続けるために現行憲法をアップデートする
 - ・ 人権分野 → 人権カタログが時代の変化に対応しきれていない
 - ・ 統治分野 → 低い規律密度、三権分立の歪みと法の支配の空洞化

目指すべき方向性

～新時代に「個人」が尊重される「この国のかたち (Constitution)」を求めて～

- ① 「個人の尊厳」: 誰もが自分らしく生きることができる社会へ
- ② 「地域の尊厳」: 住民の意思が反映され、自立した地域コミュニティの創造を可能に
- ③ 「国家の尊厳」: グローバリズムの時代にこそ国家の自律を確保する

《人権保障の分野》

I 人権保障のアップデート

- 1 デジタル時代の人権保障
 - ・ サイバー空間を含めた「個人の尊重」、「情報自己決定権」の明記、デジタル・デモクラシーへの対応など
- 2 その他の検討すべき論点
 - (1) 両者の合意による婚姻の保障
 - (2) 男女共同参画
 - (3) 子どもの権利
 - (4) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ
 - (5) 教育環境の整備
 - (6) 尊厳ある社会保障
 - (7) 外国人・法人の人権

《統治機構の分野》

II 地方自治の発展・強化

- ・ 地方自治の基本原則 (住民自治、団体自治、補完性の原則) の明記など

III 統治のあり方の再構築

- 1 政治部門における権力のリバランス
 - (1) 臨時会の召集期限の明確化
 - (2) 内閣による衆議院解散権の制限
- 2 裁判所による政治部門の統制強化
- 3 平和主義 (自衛権・自衛隊の統制)
- 4 その他の検討すべき論点
 - (1) 合区の解消 (2) 両院の役割・機能
 - (3) オンライン審議 (4) 政党条項
 - (5) 直接民主制

《基礎的事項の分野》

IV 三大原理の確認・宣言と国家目標規定の創設

- 1 「序章」(第二の前文)の新設
 - ・ 三大基本原理 (人権尊重・国民主権・平和主義) の確認・宣言
 - ・ 国家目標の明記 → ①個人の尊厳 (AI 時代の情報自己決定権)、②地域の尊厳 (個性豊かで活力ある地域社会)、③国家の尊厳 (食料安全保障) 等
- 2 その他の検討すべき論点
 - (1) 安定的な皇位継承 (2) 緊急事態条項